

# 入所誓約書

保護施設を利用する被保護者は、生活保護法 第46条の規定により定められたその保護施設管理規定に従わなければならない。(生活保護法 第62条-2)

救護施設しみず園管理規程 第29条

(禁止行為) 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 園長が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をすること。
- (2) 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- (3) 喧嘩、口論、飲酒等で他人に迷惑をかけること。
- (4) その他園長が定めた禁止行為

## 禁止行為

(4)-1 許可のない外出・外泊行為

—2 他の利用者および職員等への暴言、暴力行為

—3 他の利用者に対する迷惑行為

—4 公然の場所以外で異性との関わりを持つ行為

—5 刃物・ライター等、危険物の持ち込む行為

—6 その他、園の規律を守らず集団生活を乱すような勝手な行為

[特記 しみず園の運営に協力的であること。]

※緊急入所の方に関しては、利用規程の説明を後日行います(7日以内)。

※無断外出をされた場合には、退所の意思があるとみなします。

以上のことについて違反した場合に退所を命じられても異存はありません。

救護施設 しみず園

施設長

様

令和 年 月 日 本人 印

福祉事務所 確認サイン

身元引受人・緊急連絡先(氏名・連絡先・住所)